

■ 2026 年版について(お願い)

- ・本手帳については、社会福祉協議会、共同募金会、関係諸機関・団体及び社会福祉施設を掲載することとしております。

2026 年版の手帳では、社会福祉法第 2 条第 2 項に規定する下記の第 1 種社会福祉事業（施設）のみ記載することとし、これ以外の施設は記載しないこととしておりますのでご了承ください。

【 2025 年版「社会福祉手帳」「民生委員児童委員手帳」 住所録一覧 】

I. 社会福祉協議会 II. 共同募金会（委員会） III. 関係諸機関・団体	※ I～III には 掲載できません。	
	IV. 社会福祉施設	
	1 保護施設	4 児童福祉施設
	(1) 救護施設	(1) 乳児院
	2 老人福祉施設	(2) 母子生活支援施設
	(1) 養護老人ホーム	(3) 児童養護施設
	(2) 特別養護老人ホーム	(4) 福祉型障害児入所施設
	(3) 軽費老人ホーム（A 型・B 型）	(5) 医療型障害児入所施設
	(4) 軽費老人ホーム（ケアハウス）	(6) 児童心理治療施設
	3 障害者支援施設	(7) 児童自立支援施設
	(1) 障害者支援施設	

■各種変更・訂正・新規掲載方法等について

- 2025 年版に掲載したものについて：

別添 2026 年版「民生委員・児童委員手帳」「社会福祉手帳」変更・訂正届にご記入の上、

E-mail (送付先 g-hyoushyou@miyagi-sfk.net) でお送り下さい。

- 2025 年版に掲載していたところとは別の種類のところへ移動する場合：

上記の変更・訂正届に「削除 別項目へ移動」等わかりやすく、そして②新規掲載依頼の「掲載希望場所」へ移動したい場所を記入して 2 枚セットにして E-mail でお送り下さい。

- 2025 年版の住所録には掲載を希望しない場合：

上記の変更・訂正届にその旨を記載して E-mail でお送りください。

- 新しく掲載を希望する施設について：

2026 年版「社会福祉手帳」「民生委員児童委員手帳」新規掲載依頼書にご記入の上、E-mail でお送り下さい。

※掲載希望場所については上記一覧を参照のうえご記入下さい。

※掲載順については指定できません。昨年度と変わる場合もあります。

※ページ数が限られているため掲載できない場合もございます。申し訳ございませんがその場合先着順とさせていただきます。

※上記一覧及び昨年度版原稿はあくまで作成途中ですので、内容については変更する場合がございます。ご了承ください。

※本書は、2025 年版手帳住所録掲載団体・非掲載団体問わず、一律に送付しております。